

生徒心得

1. 服装

- (1) 服装と髪は自由とする。ただし、入学式・卒業式など式典の際は、学生服、スーツ、ブレザー等を着用する。ピアスなどの装飾品も式典の時は禁止する。入れ墨・タトゥーは感染症の恐れがある他、反社会性の象徴ともなりえるため、入れない。
- (2) 上履きは原則的に指定の体育館シューズとする。

2. 学校生活

- (1) 仕事等と学業を両立させるよう努める。日中は、仕事、ボランティア、家事手伝い、あるいは3年間での卒業を目指して勉学に励むなど、有意義に過ごす。定時制だからといって遅寝・遅起きの生活を送ってしまうと、学校から足が遠ざかってしまうので、注意する。
- (2) 欠席・遅刻・早退を減らすために、健康管理、時間管理に努める。特に、欠席の数は就職に直接響くことを自覚する。欠席・遅刻・早退をしなければいけない時は、必ず事前に連絡する。
- (3) あいさつを励行する。
- (4) ごみは分別した上で、ゴミ箱に捨てる。
- (5) 貴重品は常に持ち歩く。机の中には決して入れない。金銭の貸し借りは、人間関係を悪化させるため、たとえ友人間でもしない。
- (6) カッターナイフなど刃物、チェーン・特殊警棒・エアガン・スタンガンなどの武器・護身具、マッチ・ライターなどの火器、薬品（治療薬を除く）などは危険で所持する必要がないため、所持してはいけない。
- (7) 時と場合に応じた行動をとる。授業・行事・式典の際は集中し、携帯電話等、関係ないものは手元に置かない。
- (8) 学校は第一に安全でなければならず、いじめ、暴力などは決して許されない。加害者に悪意は無くても、被害者が苦痛と感じた場合はいじめと認定されるので、常に相手の気持ちを想定して言動に注意する。加害者の周囲で、観衆としてはやしたてたり面白がる行為はいじめを助長するため、してはいけない。いじめ（の可能性がある状況）を目撃したら、傍観者とならず、教員など周囲の大人に伝え、いじめが深刻化する前に大人が介入できるよう、協力する。加害者を指導する際にも、被害者と通報者の身の安全を優先するので、早めに申告する。
- (9) 授業・部活等で使用する場所以外には立ち入らない。駐輪場、駐車場も、登下校の際以外は立ち入らない。
- (10) インターネット上のSNSなどは即時性を特長とし、便利ではあるが顔を突き合わせないため、間違い・誤解・人権侵害が発生しやすい。利用するときは、相手の思い・反応を十分に想定し、決して悪口を書き込まない。また、名前・住所・顔写真・所属高校など個人情報を書き込まない。架空請求など不審なメールが届いた際は、クリックする

前に学校に相談する。

- (11) 法律違反を行わないことは当然のこと、協力者とならないよう注意する。未成年の喫煙・飲酒に同席することも高校生の本分に反する以上、指導の対象となるため、その場から立ち去る。電子たばこや無煙たばこなども、ニコチンを含んでいたり、化学物質の有害性が未検証であり、喫煙の入口ともなるので、禁止する。成人であっても、受動喫煙防止のため、学校敷地内での喫煙を禁止する。

3. 交通安全

- (1) 自転車、原動機付自転車（排気量50cc未満）、軽自動車、普通自動車による通学・通勤、および勤務先での準中型自動車、フォークリフト、小型特殊自動車、車両系建設機械の運転を認める。教習所に入所する際は、事前に「自動車教習所入所届」を提出し、授業に支障がでないよう注意する。合宿にて普通運転免許を取得する際は、長期休業の中で完結することを原則とする。そして、免許取得時や、通学に用いる際は、学校に申告するとともに、学校の安全点検を必ず受ける。また、車両の変更、ステッカーの剥落などの場合は必ず申し出る。原動機付自転車に乗る際は、必ずヘルメット（フルフェイス型）を着用する。自転車に乗る際も、ヘルメットを着用するのが望ましい。
- (2) 自動二輪車については危険であるので、免許の取得、運転、同乗は認めない。入学前に、免許を取得した場合は、速やかに申し出て、在学中は利用しない旨を誓約する。
- (3) 自動車・原動機付自転車は日々の点検を行うとともに、車検（原動機付自転車は自賠責保険）を遅延無く行う。自賠責保険だけでは、事故の時の保証が不十分であるから、任意の自動車保険に必ず加入し、申請時および更新時に保険証の写しを提出する。自転車に関しては、全員加入の全国高P連賠償責任保証制度があるが、個人的な過失により法律上の賠償責任を負った場合のみが対象となり、示談交渉サービスはなく、支払限度額が対人・対物1億円と保証にも限りがある。相手が無保険で、被害者となった場合は対象外であるから、任意保険に加入することが望ましい。保護者の自動車保険にオプションとして、家族が自転車運転中の事故について補償がついていることもあるので、保険証をよく確認する。
- (4) 本稿生徒が運転する自動車には原則的に乗らない。また、自らが運転する自動車に他の生徒（特に他校の生徒は特別指導の対象となってしまう）を乗せてはいけない。
- (5) 原動機付自転車・普通自動車の貸し借りはしてはいけない。なぜならば任意保険はたいていの場合、家族限定のみの保証となっているからである。また、借りた人が事故の加害者となった場合、貸した人の責任も問われることがある。
- (6) 自転車は車両であるという自覚を持つ。信号無視、右側通行、一時停止義務違反、傘差し運転、携帯電話等の操作などは決して行ってはいけない。交通事情により、歩道を

通行せざるを得ない場合は、必ず道路側を走行し、徐行する。ロードバイク等、タイヤの溝が浅い自転車は、雨天時は危険であるため、乗ってはいけない。

- (7) 自動車は原付・自転車・歩行者より、原付は自転車・歩行者より、自転車は歩行者より交通強者であるという自覚を持つ。そして、徐行したり、十分な間隔を空けて走行するなど、安全運転を徹底する。悪質な運転を繰り返すなどした場合は、車両による通学許可を停止する。
- (8) 自らが交通弱者である時は、無遠慮な強者に注意する。依然として、走行中に携帯電話を操作するなど、よそ見運転が絶えない。
- (9) 事故の加害者・被害者になってしまった場合は、まず、怪我の有無を確認し、必要なら救急車を呼ぶ。その上で、必ず警察に通報し、事故の証明をしてもらう。それを怠ると、保険金は下りない。加害者となってしまう、引け目を感じても、示談交渉だけで済ませてはいけない。保護者・学校にも連絡し、できれば、現場検証に立ち合ってもらった方がよい。
- (10) 過労時の運転は避ける。眠気に襲われたときは、仮眠を取る。「眠いけど遅刻したらいけないから我慢する」などと、安全より時間を優先してはいけない。

4. 校外生活

- (1) 夜勤等、特別な事情が無い限りは、23時～4時までは外出してはいけない（千葉県青少年育成条例により補導の対象となる）。ゲームセンター、インターネットカフェ、マンガ喫茶などは法令により、18才未満については22時～6時、16才未満は保護者同伴でない限り18時～6時（保護者同伴なら22時～6時）は立ち入り禁止である。
- (2) 定時制は本来、勤労学生の学びの場であるため、アルバイト等の勤労を奨励する。従事できる仕事は法令による。20才未満の場合は、酒席での客の接待に侍する業務（スナック、バー、キャバレーなど）に従事できない。また、18才未満の場合は、22時から翌5時までの深夜業に従事できない。ただし、交代制の業務については、満16才以上の男性について、農林水産業は例外的に認められている。さらに、18才未満の場合は、重量物取り扱いの業務、安全面で危険な業務（クレーン、運転中の機械の清掃など）、衛生面で有害な業務（毒劇薬の取り扱いなど）に従事できない。
- (2) 外泊・旅行・登山などをする時は、必ず事前に保護者の了解を得る。海水浴場以外での遊泳、睡眠不足・過労時の運動・運転はしない。
- (3) 痴漢・露出・暴行等の被害が懸念されるので、特に女子はなるべく集団で登下校する。被害にあってしまった場合は、速やかに110番通報するとともに、学校に連絡する。
- (4) 選挙運動と政治活動

選挙運動ができるのは投票日時点で満18才（選挙日翌日が誕生日の者を含む）の人で、できる期間は選挙期間中（選挙の告示日に候補者が立候補の届け出を出した時から投票日の前日まで）に限定される。違反した場合は公職選挙法違反となり、刑事処分の対象となることもあるので、注意する。以下に事例を示すが、違法か適法かの基準は複雑で分かりにくいので、運動を始める前に学校に相談する。

事例1 インターネット上

候補者の応援メッセージや動画を掲示板、ブログ、ホームページ、フェイスブック・ツイッター・LINEなどのSNSに書くことはできる。その際は、必ず、視聴者の返信用にメールアドレス、SNSのユーザー名、返信用フォームのURLなどを表示しなければならない。禁止されているのは、匿名で行うこと、選挙期間以外に行うこと、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送すること、である。SNSなどで、候補者の実名を挙げて、模擬投票・人気投票をひろく呼びかけ、その結果を公表することは、投票結果が確定した後はできるが、投票結果がでる前に公表することは違反である。

事例2 ビラ配りなど

演説会場内部や街頭演説の場所の中でビラを配ることはできる。しかし、それ以外の場所で配ること（郵便受けに入れるなど）は違反である。また、交通費など実費を選挙事務所から受け取ることはできるが、ビラ配りの報酬を受け取ることは違反である。選挙ポスターを剥がしたり、汚すことも違反である。また、「100円おごるから〇×さんに投票して」と勧誘することは買収罪にあたり、申し出た側はおろか、受け取った側も違反である。


選挙運動以外にも、ひろく政治活動を行うことができる。政治活動とは、特定の政党、政治上主義・施策などの支持あるいは反対のためのデモ・集会などに参加することである。その際は、家族の理解を得たうえで、学業・仕事等とのバランスを取ることが大前提である。従って、本人が熱中するあまり、学業・仕事などに支障をきたすような場合は制限されるか、禁止される。また、ヘイトスピーチなど暴力的で、他者の人権を著しく侵害する活動への参加は禁止である。さらに、参加するどうかは本人の自主性によるので、しつこく勧誘することは禁止する。活動期間は放課後か休日に限定される。授業時間（授業、休み時間、生徒会、部活動など）中に政治活動・選挙運動をすることを禁止する。なぜならば、学校の政治的中立を侵害し、他の生徒の学校生活に支障をきたすからである。この趣旨から、たとえ放課後や休日であっても、学校の敷地内で政治活動・選挙運動をすること制限または禁止する。

学校は社会の縮図である以上、学問だけでなくルールを学ぶ場でもある。定時制は本来、勤労生徒が学ぶ場であるので、生徒は大人として扱われる面もある。同時に、高校生である以上、学校の保護下で、学ぶ立場でもある。本校の定時制が課している校則は最低限度であるから、従わなければならない。校則、法律に違反してしまった場合は、特別指導を含めた指導を行い、反省する時間と場所を設けることになる。反省するのは早ければ早いほど良いので、自ら申し出てもらいたい。

一人で悩むより、信頼できる人に相談した方が気が楽になるだけでなく、問題を客観視し、対策を講じやすくなる。従って、問題が深刻化する前に、担任、養護教諭、カウンセラー、その他の教員に相談してほしい。その他、外部にも以下のように公的な相談窓口があるので、利用してもらいたい。

相談窓口

1 SNS 相談

機関名	QR コード
そっと悩みを相談してね 中高生「SNS 相談@ちば」 R5年4月1日(土)～R6年3月31日(日) 毎週 火・木・日曜 18:00～22:00 *次の期間は毎日実施*・4月23日(日)～5月11日(木) ・8月23日(水)～9月6日(水) ・1月4日(木)～1月11日(木)	

2 電話相談

機関名	電話番号
24 時間子供 SOS ダイヤル (全国共通)	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
千葉県子どもと親のサポートセンター (24 時間)	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6
子どもの人権 110 番 (全国共通) (千葉法務局内 月～金 8:30～17:15)	0 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0
ヤング・テレホン (千葉県警察少年センター 月～金 9:00～17:00)	0 1 2 0 - 7 8 3 - 4 9 7
千葉いのちの電話 (24 時間)	0 4 3 - 2 2 7 - 3 9 0 0
チャイルドライン千葉 (16:00～21:00)	0 1 2 0 - 9 9 - 7 7 7 7
ライトハウスちば (千葉県子ども・若者総合相談センター) 火～日 10:00～17:00	0 4 3 - 4 2 0 - 8 0 6 6

3 児童生徒向けわいせつセクハラ相談(下記①～③のいずれかの方法で

相談できます。)

①県教育委員会ホームページ「教育委員会のセクハラ相談窓口」ページ内、

「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口(ちば電子申請サービス)へ」をクリックする。

②右のQRコードを読み取る。



③下記URLを入力する。

https://s-kantan.jp/pref-chiba-/offerList_detail.action?tempSeq=2303